

居宅介護支援事業所 かきつばた 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 翡翠会が開設する居宅介護支援事業所かきつばた(以下「事業所」と言う。)が行う指定居宅介護支援(以下「事業」と言う。)の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、介護保険法に基づく居宅介護支援事業を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の意向を尊重して多様な福祉サービスが総合的に提供される様、創意工夫する。

- (1) 利用者個人の尊厳を保持しつつ、依頼を受けて居宅サービス計画を作成すると共にサービス提供の確保、事業所との連絡調整、その他の便宜の提供をを行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスの提供主体と密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所 かきつばた

(2) 所在地 大網白里市富田2026-2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

管理者 主任介護支援専門員 1名

介護支援専門員 主任介護支援専門員 1名

管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始(12/31 から1/2)を除く日とする。

(2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次の通りとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 事業所内利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。

(2) 使用する課題分析の方法 全社協方式とし、解決すべき課題に対応する為の居宅サービス計画の原案を作成する。

(3) サービス担当者会議の開催場所 事業所内その他必要と認められる場所において開催する。

(4) モニタリングに当たっては、少なくとも月1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、その結果を記録する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、大網白里市、茂原市、白子町、九十九里町、千葉市緑区、若葉区とする

(受領する費用について)

第7条に定める通常の実施地域を越えて提供する居宅介護支援を事業者の車使用したときには 次の額を請求できるものとする

(1) 事業所から片道50km未満 23円/km

(2) 事業所から片道50km以上 30円/km

(苦情処理)

第8条 自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速

やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な措置を行う。

- (1) サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- (2) 前項の損害賠償の為に、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止の為の措置に関する事項)

第10条 事業所は虐待防止の発生、又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止の為の対策を検討する法人内の委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知、徹底を図る
- (2) 従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的を実施する
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これ市町村をに通報するものとする。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

